

都市計画法第34条第1号に係る許可基準（公共公益施設）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第1号に規定する主として市街化調整区域に居住している者の利用に供する公益上必要な建築物（以下「公共公益施設」という。）は、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- 1 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 公共公益施設とは、原則として次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による幼稚園、小学校、中学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所、放課後児童クラブ
 - ウ 児童福祉法による家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）による認定こども園
 - オ 医療法（昭和23年法律第205号）による診療所、助産所
 - カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する通所系施設
 - (2) 当該予定建築物の利用に照らし適切な規模であり、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
 - (3) 事業所内保育事業の用に供する施設にあつては、既存の事業所が原則として市街化調整区域内に所在し、かつ、都市計画法上適法なものであること。
- 2 申請地は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 原則として都市計画法施行令（昭和43年政令第58号）第29条の9各号に掲げる区域に所在する土地でないこと。
 - (2) 市街化区域に隣接又は近接（市街化区域から直線で500メートルの範囲）している場合にあっては、申請地を中心とした半径500メートルの円の地域において、現に存する住戸数の過半が市街化調整区域内にあること。ただし、事業所内保育事業の用に供する施設にあってはこの限りでなく、原則として既存の事業所と一体的な位置にあること。
 - (3) 申請地を含む半径150メートルの地域又は短辺100メートル以上の連続する形で面積が7ヘクタールの地域において、50戸以上（市街化調整区域内に存するものに限る。）の建築物があること。ただし、事業所内保育事業の用に供する施設にあってはこの限りでない。
 - (4) 原則として一般交通の用に供する道路に接続し、かつ、当該予定建築物の利用に照らし災害の防止上、通行の安全上、事業活動の効率上支障がないこと。
- 3 申請者は、当該事業を行う者であること。

また、原則として申請者において所要の資格免許及び事業認可等を取得しているか、取得する見込みがあること。

- 4 当該予定建築物に住宅を併設する場合にあっては、次のすべてに該当するものであること。
- (1) 併設する住宅は当該事業を営む者の居住の用に供するものであり、かつ、当該予定建築物と同一棟であること。
 - (2) 併設する住宅は必要最小限の規模であり、かつ、当該予定建築物と同程度以下であること。
 - (3) 住宅を併設することについて、社会通念に照らし管理上やむを得ないと認められる合理的理由が存すること。
- 5 申請に係る予定建築物の建築について、根拠法の所管する担当部署において協議され支障がないものであること。

附 則

この許可基準は、2015年（平成27年）7月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2019年（令和元年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2019年（令和元年）7月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2025年（令和7年）10月1日から施行する。

都市計画法第34条第1号に係る許可基準（日用品小売店舗等）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第1号に規定する主として市街化調整区域内に居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物（以下「日用品小売店舗等」という。）とは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- 1 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 日用品小売店舗等とは、原則として次のいずれかに該当するものであること。（別紙の業務一覧表を参照）
 - ア 日常生活に必要な物品の小売業を営む店舗
 - イ 修理業、理髪業又は美容業その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - ウ その他周辺地域の市街化の状況に応じて、住民の利便の用に供するものとして通常存在すると認められるもの
 - (2) 原則として500平方メートル以下の延べ面積であり、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。
- 2 申請地は、次のすべてに該当するものであること。
 - (1) 原則として次に掲げる区域に所在する土地でないこと。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域
 - イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
 - ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
 - エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
 - オ 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域
 - カ 都市計画法施行令（昭和43年政令第58号）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域
 - (2) 住宅を併設する場合にあっては、原則として都市計画法施行令第29の9各号に掲げる区域に所在する土地でないこと。
 - (3) 市街化区域に隣接又は近接（市街化区域から直線で500メートルの範囲）している場合にあっては、申請地を中心とした半径500メートルの円の地域において、現に存する住戸数の過半が市街化調整区域内にあること。

なお、予定建築物の用途が調剤薬局にあっては、市街化調整区域内に位置する病院又は診療所に隣接する場合はこの規定を適用しない。
 - (4) 申請地を含む半径150メートルの地域又は短辺100メートル以上の連続する形で面積が7ヘクタールの地域において、50戸以上（市街化調整区域内に存するものに限る。）の建築物があること。
 - (5) 原則として一般交通の用に供する道路に接続し、かつ、当該予定建築物の利用に照ら

し災害の防止上、通行の安全上、事業活動の効率上支障がないこと。

(6) 原則として1,000平方メートル以下の面積であること。

3 申請者は、当該事業を行う者であること。

原則として申請者において所要の資格免許及び事業認可等を取得しているか、取得する見込みがあること。

4 当該予定建築物に住宅を併設する場合にあっては、次のすべてに該当するものであること。

(1) 併設する住宅は当該事業を営む者の居住の用に供するものであり、かつ、当該予定建築物と同一棟であること。

(2) 併設する住宅は必要最小限の規模であり、かつ、当該予定建築物と同程度以下であること。

(3) 住宅を併設することについて、社会通念に照らし管理上やむを得ないと認められる合理的理由が存すること。

附 則

この許可基準は、2015年（平成27年）7月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2019年（令和元年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2019年（令和元年）7月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附 則

この許可基準は、2025年（令和7年）10月1日から施行する。